

2014年9月11日

国土交通大臣 太田昭宏様

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

### 東京外環道「異議申立ての補正」についての抗議

本年5月28日までに国土交通省都市局都市政策課には1010通を超える異議申立書が届いたと聞きました。

これに対し、8月22日付で都市局都市政策課は「異議申立ての補正について」との文書を、送付してきました。

同文書を読むと、異議申し立てができるのは「事業区域内に土地または物件の権利を有する」者に限られるがごとくです。実際、そのように解釈した異議申立人は、私のみならず、少なからず存在します。

しかし、行政不服審査法に基づく異議申立人の適格は、行政事件訴訟法9条の原告適格の範囲と同一との国会における総務省答弁があり、また、2004年には9条2項が追加され、これに連動して異議申立人の適格も拡大したと解釈されています。国会審議においても、都市計画法による道路拡幅を事例として、以下の通り答弁しています。

「これまで拡幅を受ける土地所有者に適格ありとされてきたが、法改正で環境影響評価法も「目的を共通する法律」となるのでこれも考慮し決めなければならない。従って拡幅工事による付近の住民も一定の影響を受ける場合は対象となる。」

さらに最高裁の判例という点でも、2005年12月7日の小田急線高架事業認可取消訴訟最高裁大法廷判決がありました。行政事件訴訟法9条2項の改正を受け、従来の判決（環状6号線1999年判決）を変更。「周辺住民のうち東京都環境影響評価条例に基づいて定められた『関係地域内』に居住しているものは原告適格を有する」としています。

以上のことから、今回の補正命令書の「事業区域内に土地または物件に関する権利を有する」との記述は、異議申立人適格を極端に狭く感じさせ、申立人の判断を誤らせるものです。同時に、権利関係書類を提出させることは不要で行き過ぎた行為であり、強く抗議するとともに、この補正命令を撤回することを要求します。

この件の回答は文書により、上記住所宛、9月17日（水）までお願いします。

以上